

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 複利型（通帳式・証書式） ——定額複利預金——

1.（自動継続）

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）「定額複利預金」（以下「この預金」といいます。）は、通帳（または証書）記載の最長お預り期限（5年）に自動的に「定額複利預金」として継続します。ただし、継続後の「定額複利預金」の元金額が当金庫所定の金額以上になる場合はこの取扱はいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長お預り期限（継続をしたときは、その最長お預り期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。

2.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日。以下同様とします。）以後の任意の日に利息とともに支払います。

なお、この預金の場合、預入日の6か月後の応当日以後であれば10万円を超える部分については1万円以上1万円単位の金額で一部支払いすることができます。

また、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

- (2) 継続停止の申出があった場合は、この預金は最長お預り期限以後に支払います。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、最長お預り期限（全部または一部について支払いする場合は支払い時に預入日（継続したときはその継続日。以下同様とします。）から最長お預り期限（全部または一部について支払いする場合は支払い日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および、次の預入期間に応じた金額階層別（300万円未満または300万円以上）の利率（以下「約定利率」といいます。）によって、6か月複利の方法により計算します。

ただし、一部支払いをする場合のこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、預入日から一部支払い日の前日までの日数および次の預入期間に応じた金額階層別（一部支払い時の元金金額が300万円未満または300万円以上）の約定利率によって、6か月複利の方法により計算し、一部支払いする元金とともに支払います。

- ① 6か月以上1年未満 ② 1年以上2年未満 ③ 2年以上3年未満
④ 3年以上4年未満 ⑤ 4年以上5年未満 ⑥ 5年

- (2) 継続後の預金についても前（1）と同様の方法によります。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法により継続日に指定口座へ入金するか、または継続日に元金に組入れて継続します。
- (4) この預金のお預り当初、元金金額が300万円を超えていた場合でも、一部支払いによりその元金金額が300万円を下回った場合には、その日から300万円未満の金額階層別利率を適用します。

(5) 継続を停止し、最長お預り期限以後にこの預金を解約する場合の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。

(6) この預金を第5条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、支払い、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、預入日の6か月後の応当日前に解約することはできません。

(2) この預金を支払い（一部支払いを含みます。）または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳（または証書）とともに当店に提出してください。

5. (規定の追加)

この預金はこの規定および各定期預金共通規定により取扱いいたします。

以 上